

## 平成 22 年度 予算要求事業調書

### 1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分					
2	無駄ゼロ改革事業(無駄ゼロ改革推進事業)			(新規)	拡大	継続			
<b>会計区分</b>									
一般会計	2	1	9	行財政改革推進本部	無駄ゼロ改革チーム				
<b>事務事業の位置付け</b>									
しあわせ倍増プラン2009	番号	1	事業名	民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。					
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名						
根拠法令等									
<b>予算要求事業の概要</b>									
<b>内容</b>	徹底した行財政改革を推進するため、次の事業を実施します。 1 行政のすべての分野において、聖域を設けずに行う事務事業の見直し 2 補助金支出の適正化、補助対象経費や補助率の明確化等の観点から行う補助金等の見直し 3 現行の事務事業評価制度を発展させた、本市独自の新たな事務事業の評価方法の構築 4 受益者負担の原則、公平性の確保等の観点から行う使用料及び手数料の見直し 5 公共施設の有効活用や適切な改修・維持管理を、全局的・総合的な視点から行う公共施設マネジメント								
<b>目的・目標</b>	<目的> ①聖域を設けない、徹底的な無駄の排除、②税金を1円も無駄にしない行政、③少ない予算で大きな効果を上げる生産性の高い都市経営の実現を目指し、徹底した行財政改革を推進します。  <目標(平成23年度末)> 1 事務事業の見直し 2 補助金等の見直し 3 本市独自の新たな事務事業の評価方法の構築 4 使用料及び手数料の見直し 5 公共施設マネジメント								
<b>現状と課題</b>	<現状(平成21年度末見込み)> 1 事務事業の見直し基準の策定 2 補助金等の見直し基準の策定 3 新たな事務事業の評価方法の構築に向けた検討の開始 4 他都市における使用料及び手数料の見直し状況の調査 5 既存公共施設の基礎調査  <課題> 1 既存事務事業総点検の実施方法の検討 2 長期固定化による既得権益化の解消 3 自己肯定的にならない評価方法の検討 4 使用料及び手数料の基礎となるコストの算定方法の検討 5 既存公共施設の現況調査の対象とする範囲の検討								
<b>今後のスケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度 事務事業の見直し基準に基づく既存事務事業総点検の実施 補助金等の見直し基準に基づく補助金等の見直しの実施 現行の事務事業評価制度を発展させた、本市独自の新たな仕組みの検討 使用料及び手数料の見直しの基本方針の策定 公共施設現況調査の実施、公共施設マネジメント会議の設置</li> <li>平成23年度 現行の事務事業評価制度を発展させた、本市独自の新たな仕組みの施行 使用料及び手数料の見直しの基本方針に基づく使用料及び手数料の見直し 公共施設マネジメント計画の策定・実施</li> </ul>								

### 2 予算要求の内容と査定結果

(単位 : 千円)

区分	金額	備考
平成21年度 当初予算 財源内訳	0	<積算内訳>
平成22年度 当初予算要求 財源内訳 ① 一般財源	18,616	<積算内訳> 1 事務事業、補助金等、使用料及び手数料の見直し [主な内容] (1)旅費、講演会の謝礼、講演会場借上げ費用 2 本市独自の新たな事務事業の評価方法の構築 [主な内容] (1)旅費、外部評価委員の謝礼 3 公共施設マネジメント現況調査 328 2,660 15,628
平成22年度 財政局長査定 財源内訳 ① 一般財源	18,616	<要求理由> 徹底した行財政改革を推進するとともに、生産性の高い都市経営を実現するため、新たな事務事業の評価方法の構築や、既存公共施設の現況調査などに必要な経費を要求するものです。
平成22年度 市長査定 財源内訳 ① 一般財源	18,391	<査定内容> 1 事務事業、補助金等、使用料及び手数料の見直し [主な内容] (1)旅費、講演会の謝礼、講演会場借上げ費用 2 本市独自の新たな事務事業の評価方法の構築 [主な内容] (1)旅費、外部評価委員の謝礼 3 公共施設マネジメント現況調査 218 2,568 15,605
平成22年度 財源内訳 ① 一般財源	18,391	<査定理由> 内容及び積算を確認し、適正であると認められるため、概ね要求のとおりとしました。
平成22年度 市長査定 財源内訳 ① 一般財源	18,391	<査定内容> 同上
平成22年度 財源内訳 ① 一般財源	18,391	<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。